平成 25 年度 第 4 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時:平成26年1月17日(金) 9:30~12:00

場 所:総合庁舎 18 階研修室

出席者:子ども・子育て会議委員

18 名

(関川会長、中川副会長、阿部委員、井上委員、小田委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、髙山委員、竹村委員、寺田委員、中泉委員、藤井教一委員、藤井教之委員、古川委員、松葉委員、森内委員、吉岡委員)

事務局 14 名

(寺岡、清水、安永、川﨑、立花、南谷、田村、朝田、松田、関谷、川西、奥野、松本、山本)

(松崎、黒田、今村、渡邊、)

4名

傍聴者

2 名

業者(地域社会研究所)

2名 計 40名

資 料:会議次第、配席表、委員名簿

資料 1 子ども・子育て事業計画への上申案策定イメージ

資料2-1 幼保連携型認定こども園の設置基準について

資料2-2 小規模保育施設について

資料3 地域型保育事業について

(家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)

資料4-1 放課後児童クラブの基準について(概要)

資料4-2 放課後児童クラブの設置基準について

資料5 子ども・子育て支援事業計画策定のたたき台(案)について

各委員提出意見

1. 開会

事務局・寺岡

それでは定刻となりましたので、ただ今から第4回「子ども・子育て会議」を開催いたします。 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせて いただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、全委員 20 名中 18 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料の確認をお願いします。配付資料は、会議次第、配席表、委員名簿、各資料となります。

資料はございますでしょうか。もし不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。 資料確認

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市すこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が2名いらっしゃることを御報告いたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

関川会長

おはようございます。部会長の関川です。

前回はニーズ調査の結果報告をしていただいて概要がみえてきました。調査結果を元に本市でも事業計画を策定していくこととなります。なかなか国の動きがみえない状況にありますが、12月には国の子ども・子育て会議があり、いくつか重要なテーマがみえはじめています。基準の具体的な方向性がみえてきました。これを受けて東大阪市では今年度から精力的に議論を重ねていこうと思います。

本日は認定こども園・地域型保育・放課後児童クラブの基準を東大阪市としてどうしていくかについて考えていきます。新制度の中で幼保連携型認定こども園が議論されています。地域型保育では小規模保育や家庭的保育を重要として含んでいます。実際にこのようなものの基準をどうしていくかを本日、皆さんに議論していただければと思います。国は全国的に従わなければならない基準と市町村で判断して定める参酌基準とに分けています。この参酌基準については自治体の様子にあわせて設定してかまわないので、東大阪市の子ども・子育て会議でも、この参酌基準について議論を進めるということになります。市としては、条例に定め、議員の皆様にも議論していただかなくてはなりません。市としての方向性を出すために、限られた時間ではありますが、それぞれの立場から有意義なご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2.議事

(1)幼保連携検討部会の進捗について(報告)

関川会長

それでは、次第2の議事(1)幼保連携検討部会の進捗についての内容をご報告いただきます。 よろしくお願いします。

事務局・川西

資料1「子ども・子育て事業計画への上申案策定イメージ」説明

関川会長

ありがとうございました。最初に幼保連携検討部会の内容についてご報告をいただきました。 ご質問、ご意見はありますか。

古川委員

一時預かりについてです。もともと、一時預かりは、病院に行くなどの突発的な事態への対応を想定していたと思います。今では、仕事に行くために一時預かりを利用することが多くなっています。仕事のために一日中預けるのなら、一時預かりとは違う別の仕組みがあったほうがよいのではないでしょうか。一時預かりは本来の意味に戻るべきだと思っています。

関川会長

松葉委員からなにかご意見はありますか。

松葉委員

私も幼保連携検討部会に出席して、公立幼稚園の現状を聞いてもらいました。公立幼稚園の空きスペースを有効利用できないかということがこれまでにも色々な機会にでていました。「幼児期の教育」の充実を図るということを、計画の理念のなかで大きくとり上げてもらっています。私立には公立とは少し異なる事情もあるとは思いますが、それを含めて公教育が、幼児教育の先端的な役割を果たしていくとよい、ということを部会でも話をし、資料にも含めていただきました。またこの会議でも議論できるとよいと思います。

ありがとうございました。

(2)認定こども園について

関川会長

続きまして、本日の主要な議事となります、各基準についての内容を順次進めたいと思います。 最初に、前回の子ども子育て会議では簡単な説明をしていただいた、「(2)の認定こども園・小 規模保育の設置基準」と併せまして地域型保育の類型である「(3)の家庭的保育・事業所内保育・ 居宅訪問型保育の基準」について事務局よりご説明いただきます。

事務局・関谷

資料2-1「幼保連携型認定こども園の設置基準について」説明

認定こども園の基準について、まず議論しましょうか。では、まず「認定こども園」の設置基準について質疑応答の場を設けます。「参酌すべき基準」とは、国の基本的な考え方を参考にして、自治体で設定する基準で、国の基準を上回っても下回ってもよいとされています。資料2 - 1で事務局から議論の提案があったのは、国の従うべき基準を適用するのであれば、従来の本市で取り組んできた基準を下回ってしまうものもあるので、どうするかという課題です。

併せて、国の従うべき基準とは、この他にもたくさんあります。その基準に上乗せした基準を、本市で調整するべきだという意見もあるでしょう。国の基準に従うと問題になるかと思う部分を資料 2 - 1 の 11 ~ 12 ページで論点として提案していただいています。まずはこの論点に沿ってご意見をいただきながら、他にも考えられる部分はないか、意見をいただければと思います。

11 ページ、 3 歳児の職員配置基準を、現状の幼稚園の 35 : 1 に合わせるのか、保育所の 20 : 1 とするのか、あるいは別の基準を定めるのか、についてのご意見はいかがでしょう。

竹村委員

資料には記載がないようですが、現在の大阪府の幼稚園の認可基準は25:1となっています。 認定こども園については、国の基準や参酌すべき基準など色々ありますが、あまり厳密に統一 するべきではないと思います。1号・2号などの認定を受けた子どもの保護者が、それぞれに認 定こども園を選んで申請するという仕組みになると聞いています。つまり、認定こども園の基準 を厳密に統一すると、保護者に選択の余地がなくなります。幼稚園では60年ぐらいの歴史がある ところは多くて、例えば保護者の方々は、祖父母・親の代から通っているので行きたい、という 理由で選んでくださいます。同じように、認定こども園にも色々な個性があって、保護者が選ぶ ことができるのが目的だと思うので、あまり厳密に基準を定めるのは望ましくないと考えます。

関川会長

私もそう思います。ただし、本市での子どもの育ちを考えて、最低限の基準は決めておかないといけません。従来の大阪府の基準は25:1とのことですが、本市では大阪府の基準を尊重しながら、どこに最低ラインを定めるべきか考えていかないといけませんね。竹村委員は、3歳児の職員配置については、どのような基準がよいと思いますか。

竹村委員

公定価格がまだ不明なので、20人で採算がとれるかがわからないので、具体的な数字は挙げにくいです。個人的には、20人でよいと思いますが、現在、25人でも運営できています。ただし、最近では発達障害の児童に対応する人員が必要なので、そのような場合には20人がよいかと思います。

関川会長

幼保連携認定こども園において、保育機能としては 20:1 で、幼稚園機能としては 25:1 というような運用もできるのでしょうか。事務局いかがですか。

事務局・閏谷

通常は4時間ですが、長時間の保育の必要な子どもは、たとえば11時間の利用も想定しています。朝の保育の時間には、20:1 ということになるかと思います。昼には、3歳児以上について

は、国の従うべき基準を下回らない、ということになります。 1 号認定の子どもが帰ってからの時間には、また 20:1 になるかと思います。

関川会長

説明をありがとうございます。

吉岡委員

時間によって人数を変えるという割り切り方は、教育的な立場としてはあまり好ましくないと考えています。認定こども園は幼稚園よりは少し長い預かりのイメージや、子どもの生活があることを考えると、35:1 だったのを 25:1 ぐらいで考えるべきではないでしょうか。あるいは 20:1 ぐらいの線を定めていくことが妥当ではないでしょうか。

中泉委員

保育所保護者の立場から現状の話をしたいと思います。私の子どもは3歳児ですが、その年頃の女の子は口が達者ですし、男の子はすぐに手が出るので、よくもめています。それに先ほど竹村委員が言われたような要支援児への対応もあるので、そういったことに先生方は時間をとられているようです。私の子どもの通っている保育所は13:1でみていただいています。それでも多くのもめごとがあります。幼稚園での現状は知りませんが、20:1や35:1という数字は、個人的にはちょっと難しいのではないかと思います。

関川会長

ご意見をありがとうございます。

阿部委員

認定こども園の位置づけがよくわからないのですが、幼稚園は教育の準備機関と認識しています。保育所は生活の場と認識しています。幼稚園では4時間が基本です。保育所では長時間の預かりなので、午後のお昼寝の時間などもあります。幼稚園機能と保育所機能を同じ教室で一緒に行うことになるのなら、認定こども園のあり方そのものに関わってくると思います。

髙山委員

最初から一律に 20:1 にできるのなら問題ありません。お金さえあれば 10:1 でもいいかもしれません。

しかし、4時間経過すれば、昼過ぎには約半数が帰ってしまうのではないでしょうか。保育の部分では相当減る(少ない)と思います。それを勘案すると、最初から35:1というのは、ちょっと先生の数が少なすぎると思いますが、竹村委員の言われた25:1ぐらいが妥当かと思います。

竹村委員

たしかに、現在の幼稚園では、4時間を過ぎて利用する子どもは少数です。

私立幼稚園から認定こども園になったとして、幼稚園的機能の規程の4時間が終わって半数が帰った後で、残った子どもたちを1つの教室にまとめてみるのか、それともまとめずに別々の教室でみるのか、といった対応はどうなるのでしょうか。

関川会長

事務局から説明をお願いします。

事務局・関谷

幼稚園的機能での利用者の半数が帰った後は、2号認定の子どもに対する、保育所の基準で運用していくことになると思います。

関川会長

異年齢の子どもたちを、特定の部屋に集めて保育を行うことは可能なのでしょうか。

事務局・関谷

規模などの問題はありますが、可能だと思います。異年齢での配置基準を具体的に考えたうえで検討していきたいと思います。

古川委員

午前中だけ保育所的機能で、午後からは異年齢と一緒に、というのは、実施してきた教育が途

切れてしまうという問題があると思います。3歳児では幼児になりますよね。保育所機能から幼稚園的機能へのきめ細かい連携が必要ではないでしょうか。公定価格の問題はありますが、本来は、1クラスあたりもっと少ない子どもで運営すべきではないでしょうか。

関川会長

各年代で教員を配置していかないといけないのかという課題については、今月、国の会議も開催されていますのでこれから国の基準を確認しながら議論を進めたいと思います。

藤井教之委員

よく報道などでは、保育士の数が足りないと聞いていますが、現場の状況を伺いたいです。

髙山委員

確かに大変です。保育士を目指す学生さんなど資格者が足りないわけではありません。ギャランティの問題もそこまで悪くはないのです。保育の仕事そのものに対する世の中の考え方が変わってきたという、人材確保の問題ではないかと思います。

関川会長

人材確保の問題については、基準の数値の問題とは別に、今後も計画で議論していくことになると思います。

松葉委員

公立幼稚園では、現在、長時間の預かり保育を行っています。本園では 100 人中 30 人ぐらいが毎回預かり保育となります。通常の4時間を担当している先生が、残って長時間もみているという状況です。今、預かり保育を実施できているから、ニーズが増えても対応できるだろう、というように単純にはいきません。長時間のニーズは、増えた場合には今までの基準では厳しいと思います。子どもの生活を考えて基準を作成してくださいね。

吉岡委員

確認なのですが、先ほどから3歳児の基準について検討していますが、4~5歳児の基準についてはもう検討しないのですか。

事務局・関谷

35:1 が最低ラインということは決まっていますが、それ以外の数値にするかといったことなどはもちろん検討いたします。

関川会長

4~5歳について大阪府の幼稚園の基準はどうなっていますか。

竹村委員

35 人です。

吉岡委員

資料に3歳と書いてあるからといって、4~5歳児については決定済みということではないのですね。了解いたしました。

関川会長

では、次に、乳児室・ほふく室の面積基準についてのご意見をいただきたいと思います。

髙山委員

現状では、 $0 \sim 1$ 歳児については、戸外に出ると危ないから屋内で遊べるスペースという理由で、5 ㎡となっています。しかし待機児童が多くて大変であるというのであれば、いっときは 3.3 ㎡としてもよいと思います。

関川会長

竹村委員はどう思われますか。

竹村委員

私の幼稚園では0~1歳児を預かったことがないので、ちょっとお答えしにくいです。2歳児については、戸外の運動場で遊ぶのですが、3歳児よりは活動範囲は狭いかなと思っています。 関川会長 ご意見をありがとうございます。

古川委員

子どもの個性によって、利用形態やスペースでの過ごし方がそれぞれに違うと思います。同じ 部屋にいても、寝ている子も遊んでいる子もいます。ちゃんと寝られる、ハイハイできる、など のスペースの確保を、寝る保障、活動する保障、だと考えると、5㎡はほしいです。

千谷委員

0歳児は寝ているだけだと思われるかもしれませんが、たとえば、1月現在では、春・秋生まれの子どもはもう歩き始めています。歩いては転ぶので、1~2歳児よりも広いスペースが要るくらいです。また、成長の度合いが異なるので、冬生まれの子どもはまだ寝ています。寝る子どもと遊ぶ子どもが同じ部屋にいられるように、部屋はできるだけ広いほうがよいと思います。

中泉委員

私の子どもは現在ゼロゼロ歳です。今の千谷委員のお話はイメージしやすいです。現在の保育所では、私の子どもだけがベビー・ベッドで寝ている状況です。ベビー・ベッドを置くと、だいたい畳1枚分の1.65㎡が必要です。できるだけ広いスペースがほしいです。

関川会長

面積基準については、従来の本市での基準を守り続けてほしい、という意見が多いようですね。 では、次の議論として、食事について、まとめてご意見をいただきたいです。本市での独自の 一定基準が必要かという問題と、外部搬入をどうするかという問題ですね。

吉岡委員

アレルギー対策についての問題があると思います。現状では、本市でもアレルギー対策に苦心しているようです。他の自治体では、小学校での大きな事故も報道されています。幼稚園から小学校というのは大事な成長の時期だと思うので、個人的には、可能であれば、外部搬入ではなく、すべて自園調理にしたいです。しかし新たな認定こども園では調理室の確保が大きな課題になってはくると思います。

竹村委員

質問です。認定こども園になったら、1号認定・2号認定の子どもが同じクラスにいることも可能とのことですが、子どもたちは毎日、同じ内容の給食を食べる、という前提なのでしょうか。

関川会長

事務局から説明をお願いします。

関谷・事務局

弁当でも可なのですが、1号と2号とで同じ園で給食と弁当で別々にするのは大丈夫なのかということもありますよね。

竹村委員

現状では私の幼稚園でも毎日が給食というわけではないのです。週に3日が給食で、2日は弁当というような私立幼稚園は多くあります。資料では、認定こども園になると、原則として毎日が給食になるようにも読めるのでどうでしょうか。

関川会長

従来は、幼稚園には食事の規定そのものがありませんでした。認定こども園では、自園調理も参酌基準になっていますし、どうやって提供するかも検討しなければなりません。国の基準をそのまま適用すると、従来の本市での子育ての方針が変わることになるので、どうするのかという議論です。

竹村委員

現在、私立幼稚園での給食は、豪華な食事を売りにする園など、各園によって色々と異なっています。認定こども園になっても、各園で異なる設定をすることはできるのでしょうか。

関川会長

はい。最低基準さえ満たせば、上は自由に設定できます。

竹村委員

つまり、最低基準を超える分については、利用価格に上乗せしてもよいわけですね。

千谷委員

保育所では1日の栄養摂取量は決まっています。そういう意味でも、子どもの成長のためにみんなでそろって同じものを食べる、ということが大事だと思います。そのような場で、子どもは箸の使い方などを学んでいくことになります。

また、今、ノロウィルスが大きなニュースになっているように、給食センターなどからの外部 搬入は衛生面で困難な課題もあるのではないかと思っています。

関川会長

ご意見ありがとうございます。

井上委員

いくつかの部分は譲らないといけないとは思うのですが食事提供については譲れない項目だと 思っています。保育所では、食事を作る部分を子どもが身近に感じる、ということがとても大事 だと思います。園庭の菜園などで作った食品をおやつに食べる、などの工夫をしている施設もあ るようです。調理や食事を生活の一部として子どもに見せる、という観点を重視すると、外部搬 入では不十分だと思います。おやつなどを作るプロセスというのは大事だと思います。

関川会長

認定こども園で外部搬入にも頼りながら、調理設備も完備するということでしょうか。井上委員が言われたような「生活の再現」が可能になりますでしょうか。

井上委員

家庭でもおやつを作るということはなくなってきています。食事には、料理している匂いなど を含めて考えることが大事だと思います。

髙山委員

認定こども園では配置基準に調理員は入っているのですか。調理員を置かねばならないことによる設置の問題ということはないですね。

事務局・田村

はい。

関川会長

ご質問・ご意見をありがとうございます。基準についての論点は他にも色々あるでしょう。次回の会議でも、基準の妥当性などについて議論する時間を設けたいと思います。

(3)小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の基準について

関川会長

それでは、資料2-2「小規模保育施設について」と資料3「地域型保育事業について」を、「地域型保育給付」という枠にまとめて、事務局よりご説明いただきます。

事務局・関谷

資料2-2「小規模保育施設について」説明

資料3「地域型保育事業について」説明

関川会長

- 0~2歳の保育については保育所に準じた形で進める一方で実際に小規模保育ではその特性にあわせた基準も必要ということですね。
- p.12 に小規模保育の論点が整理されています。A型、B型、C型という類型の中で特に3歳未満児に対して供給不足を補うために地域型保育給付を活用するのか、保育の質の保全ということを優先するのか、ということですね。事務局では何か考えがありますか。

事務局・関谷

保育の質を担保しながら、待機児童の解消のための確保策として、供給量確保の視点からも導入していきたいと考えています。地域型保育については、0~2歳児の保育から漏れた子どもへの受け皿として、活用していきたいと考えています。

関川会長

A・B・C型の優先順位などを特に区別しない、という理解でよろしいでしょうか。認定こども園や保育所にいる3号認定の子ども達と質が変わらないものを提供するということでよろしいのですね。

事務局・関谷

より基準が厳しいという意味では、A型の導入が中心と考えています。保育士の資格要件を緩和するのであれば、B型ということも捉えられると思います。

吉岡委員

保育の質と待機児童の解消などを考えると本市ではA型を増やしてもらいたいと考えています。 研修といってもより充実したものにする必要がありますよね。A型への移行や新設を希望する施 設を増やすような試みはできないものでしょうか。

関川会長

A型を基本的なベースとして、B・Cを導入するにしてもAに準ずるような質の確保を考えていくべきだ、というご意見ですね。

古川委員

私も同じ意見です。保育とは命を預かる仕事であり、また、事故につながることの多い仕事で もあります。保育士は、資格取得の課程で長時間をかけて、事故への対策などを学んでいます。 保育従事者のような制度では、数時間の研修でどこまで学べるのかという不安があります。

髙山委員

私は、小規模保育という受け入れ枠ができるのはよいことだと考えています。以前は、保育士 資格の要件そのものがありませんでした。資格が仕事をするわけではなく、子育てへの愛情や熱 意が大事だと思います。現状でも、新卒の保育士有資格者などは、現場で数年の仕事をしないと、 不安が残るのは同じことです。そのような保育能力の実態を、研修などできちんと判断できるの であれば、資格要件を緩和してよいと考えます。

個人的には、現状の3:1 や5:1 という基準を守れていない施設で、事故が起こっているように感じています。小規模保育だとしても、そのような施設をきちんと管理する仕組みづくりも大事だと思います。

阿部委員

私は、保育士資格のような基準を厳しくしてほしいと思います。保育士資格の国家試験を受験しましたが、法律など範囲が広く、12 教科ぐらいのテストがあるので、合格率は 20%程度しかないようです。保育指針を勉強しています。短大や大学では、何年もかけて勉強します。家庭で何年も子育てしてきたから、情熱があるからといって、専門的な知識が欠けるのであれば問題ではないかなと思っています。

中泉委員

B型の保育従事者の研修とC型の家庭的保育者の研修とは異なるのでしょうか。

事務局・関谷

基本的には同じ研修です。研修や実習について書いているところがあると思います。家庭的保育事業と同内容の研修になると思います。

中泉委員

保育従事者や家庭的保育者の研修がなされていても保護者にはなかなかわからないですよね。 もし、このような研修をされるのであれば、最初だけではなくて現任研修のような継続的な研修 をしていただくなど、継続した勉強の機会をお願いしたいと思います。

関川会長

研修は事業立ち上げの際にはできるのですが、少人数で実施してもらう事業ですから、勤務時間中に研修を受けてもらうというのはなかなか難しいかもしれませんね。

千谷委員

私は、保育士に子育てを担当してほしいです。待機児童の解消とはいいますが、まずは「子どもの命」が大事だと思います。先ほどの古川委員、阿部委員のお話にもありましたが、保育士は大学やその後の研修などで、子どもの発達について学んでいます。保育士の資格がないのでは不安です。A型で実施していただきたいと思います。

それから、職員配置基準について、1歳児はよく動いて大事な時です。そういう意味で、1歳児の配置基準は6:1ではなくて5:1がよいと思います。

佐藤委員

もちろん職員の配置基準は手厚く、面積は広い方がよいのですが、そのために施設が増えないのであればどうかなと思っています。大人数で賑やかに実施したいところも、少人数で静かに実施したいというところもあるでしょう。また、仮に、待機児童の解消のために必要な施設の具体的な数がわかるのであれば、その数字を優先してもよいと思います。個人的には、5:1を理想とする立場ですが、6:1にすれば、受け入れによって待機児童問題が解消するのなら、そうすべきだと考えます。

関川会長

宝くじならはずれを引いても許せますが、子どもにとって一度しかない子育てについては、当たりはずれがあってはいけませんね。社会的に整えておかねばならない事について、最低基準を設定しておく必要はあるでしょう。

吉岡委員

資料2-2の10ページ「卒園後の受け皿」についてです。これは、保護者にとっては最も気になることだと思います。小規模保育と、幼・保・認定こども園へと連携できるような、具体的な仕組みを作れるのでしょうか。その部分を見越しておかないといけないと思います。

関川会長

小規模保育と卒園後の連携の仕組みについて、事務局ではどのように考えていますか。

事務局・関谷

あらかじめ連携先を設定しておくことが要綱の1つとして考えています。

竹村委員

小規模保育施設について、設備・面積の基準というのはあるのでしょうか。賃貸でもよいのか。 給食についてもどう考えていますか。

事務局・関谷

建築基準法や消防法などの基本的な法規の要件は当然に満たす必要があります。他は、国の基準が出るのに合わせて、これからだと考えています。

関川会長

設備・面積などの具体的な基準は、次回あるいは次々回の会議では、議論できるのでしょうか。 事務局・関谷

おそらく、2月に国から出ることになるでしょう。その基準を参考にして、条例化していく予 定です。

関川会長

先ほど、古川委員のご意見にもあったように、給食設備には子どもへの匂いの提供も含めるというような、具体的な案もあり得るわけですね。分園があれば持ってくるというのもありますけれど。

では、次に、残りの地域型保育について議論いたしましょう。

資料3の12ページに論点をまとめています。家庭的保育事業については、先ほどから、いくつかの意見が出ているようです。居宅訪問型保育事業についてはいかがでしょう。

事務局にいくつか確認します。居宅訪問型事業は現在まだ本市では実施していないのですね。 居宅訪問型事業についての、現在の本市での課題認識について、ご説明をお願いします。

事務局・関谷

本市での居宅訪問型事業の課題は、保育の質を確保することにあると認識しています。

関川会長

従来の保育では対応できないようなニーズですよね。たとえば利用条件の制約については、誰でもベビー・シッターを利用できるようにするのか、それとも何らかの要件を満たした者のみが利用できるようにするのか、といったこともありますよね。

事務局・田村

地域型保育については、待機児童との問題を絡めて検討していきたいと思っています。次回の 会議でまた提示するつもりであります。

居宅訪問型事業の課題は2つです。ひとつは、マン・ツー・マンでの個室での保育に対する不安、といった問題をどのように絞って検討していくのか、ということです。もうひとつは、ファミリー・サポート・センターなど、近隣の人に預かってもらう既存のサービスとの関係をどのように整理するのか、ということです。この辺りも次回に提示させていただければと思います。

関川会長

ありがとうございました。

(4)放課後児童クラブの設置基準について

関川会長

続きまして、(4)放課後児童クラブの設置基準について事務局よりご説明いただきます。

事務局・松本

資料4-1「放課後児童クラブの基準について」説明

資料4-2「放課後児童クラブの設置基準について」説明

関川会長

資料は、まだ報告書の段階で、国の基準ではないということですね。もし、この基準を導入するなら、本市での留守家庭児童育成クラブにどのような変更点や問題点があるのでしょうか。

事務局・松本

事務局内での検討では、2つの大きな変更点を考えています。ひとつは、従事者の要件が幅広くなって「児童の遊びを指導する者」の基準については、2年以上児童福祉事業に従事したものということです。もうひとつは、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことについて施設の整備が課題になると認識しています。

関川会長

資料4-2の2ページの、定員40人という国基準はいかがですか。

また、同ページの、開所時間1日3時間という国基準とは、午後3時から6時を想定しているのでしょうか。

事務局・松本

待機の問題との兼ね合いですでに受け入れを頑張っていただいていると思っています。40 人規模で編成できると思います。

また、開所時間については、就労状況や全国的な流れの中で午後6時までが一般的かなと思っています。アンケート調査などで需要を分析して設定しようと考えています。

関川会長

ありがとうございました。今のご説明につきまして、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤井教一委員

国の基準が出されたところで、まだ、現行の留守家庭クラブに関わってのものであって、国の ものを基準に検討されることだと思います。早急に進めるのではなくて関係のニーズや機関から の意見を聞きながら検討を進めていく、ということを、あらためて確認していただきたいと思い ます。実際に学校の中では4年生や6年生に対してどうするのかというのは色々と考えないとい けないと思っています。

事務局・松本

もちろん学校と協議して進めていきたいと思います。

竹村委員

質問が2つあります。ひとつは、留守家庭児童育成クラブへの入会を認められなかった子どもについては、どのように対応しているのか、ということです。もうひとつは、留守家庭児童育成クラブが終了時間になると、子どもは一人で帰るのか、保護者が迎えに来てもらうのかということです。

事務局・松本

ひとつめの質問については、春の時点では待機という方が特に大規模校で出るのですが、夏頃には途中でやめる子どもが少なからずいるので、夏頃には家庭にいる子どもの問題は解消するはずだと考えています。ふたつめの質問については、原則、保護者によるお迎えをお願いしています。場所によってはグループに分けて指導者が送るという場合もあります。

中川副会長

放課後児童クラブについて確認いたします。P.13、p.14 についてです。

今後、本市では、いわゆる学童保育に類似する事業を、他にも実施する予定はあるのでしょうか。

また、現在、既に実施している学童保育に類似する事業について、実施状況などをまとめた資料はあるのでしょうか。

できれば、次回までに資料としてまとめておいてもらえるとありがたいと思います。

藤井教ラ季昌

いわゆる学童保育の指導員というのが、どういう方々なのかイメージとしてつかみにくいと思います。資格要件はないのでしょうか。

事務局・松本

現在、資格要件はありません。

藤井教之委員

幅広いのもよいのでしょうが、資格要件の有無については、様々な意見があるでしょう。学童 保育の指導員は、なんらかの資格のある人がよいと思います。

関川会長

資格要件については、今後の会議でも検討していく予定です。

(5)子ども・子育て支援事業計画のたたき台(案)について

関川会長

それでは、最後に、(5)の子ども・子育て支援事業計画のたたき台(案)についての内容をご報告いただきます。

また、「各委員提出意見」についても、要点のみの報告をお願いします。

事務局・川西

資料 5 「子ども・子育て支援事業計画策定のたたき台(案)について」説明、変更点の報告のみ

事務局・川西

「各委員提出意見」説明

千谷委員

本市での学童保育の歴史について申し上げておきたいと思います。昔から本市に住んでない人はご存じないと思うので、事務局の側から説明があってもよいのではないかと考えます。

学童保育は、ずっと公設民営だったわけではありません。以前、公設公営のときには、指導員には有資格者という要件があり、生活の指導、子どもの遊びや学習に寄り添っていたと思います。 現在、学童保育の質の低下という問題が唱えられています。もう一度、学童保育を公設公営に戻して、質の確保を目指すのはどうか、という議論もあり得ると思います。

関川会長

ちなみに民間のクラブが参入するということは今後あり得るのでしょうか。

事務局・松本

今後設置する市の条例に合致すれば民間による放課後児童クラブへの参入ということは認められると聞いております。

関川会長

例えば、幼稚園や保育所の方が施設を用意できれば参入できるし、NPO などの法人格があるところでもできるということですね。私立幼稚園などが、卒園児をみるということもできるでしょう。

事務局・松本

正式ではありませんがそのような方向性で国の議論が進んでいるとは思います。

関川会長

そのような参入という形での質の確保の議論もできると思います。

3. 閉会

関川会長

ありがとうございました。本日は時間の都合でご意見を頂戴できなかった方につきましては、 後日事務局まで文書についてご意見をいただくようにお願いいたします。これで本日の議事はす べて終了となりますので、事務局にお返しいたします。

事務局・寺岡

ありがとうございました。

それでは、本日は長時間のご審議ありがとうございました。次回は2月21日(金)の午前中を予定しています。正式に決定次第、またお知らせいたします。駐車券がご入用の方は入り口付近の係の者までお申し付けください。

開会